

今回 ご審議いただきたい事項

国の動き

○「重度の障害、介助者等への対応」、「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準を改正（令和3年3月） (BF 法で床面積 2,000 m²以上の店舗のバリアフリー化を義務化)



○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂の検討

- ・国の建築標準の改正を踏まえ、府独自の実証検査も含め、府ガイドラインを改訂
(令和5年3月予定) (府条例で床面積 200 m²以上の店舗のバリアフリー化を義務化)

【福祉のまちづくり条例 第12条別表：基準適合義務対象建築物の用途・規模 一覧】

項	用途区分	対象規模
一	学校 病院又は診療所 集会場(一の集会室の床面積が 200 m ² 以上のものに限る。)又は公会堂 博物館、美術館又は図書館 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 公衆便所 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべて
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 自動車修理工場(不特定かつ多数のものが利用するものに限る。)	床面積の合計 200 m ² 以上
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	床面積の合計 500 m ² 以上
四	ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 公衆浴場 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 1,000 m ² 以上
五	共同住宅	床面積の合計 2,000 m ² 以上 又は住戸の数 20 以上
六	寄宿舎	床面積の合計 2,000 m ² 以上 又は住戸の数 50 以上